

## ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者の救済を求める意見書（案）

我が国のB型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者数は300万人を超えていると推定され、ウイルス性肝炎は国内最大の感染症とも言われている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、重篤化した場合の肝硬変・肝がんの入院費等については助成対象となっていない。さらに、肝疾患に係る身体障害者福祉法上の障害認定制度は認定基準が極めて厳しいため、患者に対する実効性ある生活支援に至っていない。

平成21年の肝炎対策基本法制定時において、国の責任が確定し、その後の訴訟等の事態の推移を踏まえ、より厚い行政的対応を求めるべきである。

よって国会及び政府は、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がん患者を救済するため、次の事項について速やかに必要な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国の責任において必要な財源を確保しつつ、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

殿

神奈川県議会議長